

入札説明書

令和8年10月9日に公告した自動車賃貸借に係る一般競争入札（以下「入札」という。）については、本件調達に係る入札公告、公益財団法人千葉県産業振興センター一般競争入札約款、その他の法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 東葛テクノプラザ 自動車賃貸借 1台
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書のとおりとする。

2 入札参加者に必要な事項

本入札に参加する者に必要な資格は入札公告のとおりである。

3 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札公告等における入札に参加する者に必要な資格に関して、一般競争入札約款第7条に規定されている一般競争入札参加資格確認申請書（別記第4号様式）を入札公告に記載された期日までに持参により提出しなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、開札日の前日までの間において、公益財団法人千葉県産業振興センター理事長から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

4 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告、入札説明書、仕様書、覚書を含む契約書（案）を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員の説明を求めることができる。
ただし、入札後仕様書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 現地説明会は行わないので、現地確認を希望する者は東葛テクノプラザ事業推進課まで直接申し込むこと。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札書を別紙第1号様式により作成し、入札書の提出日時に、直接に入札書の提出場所に提出しなければならない。
送付、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書及び入札にかかる文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (5) 入札書の提出場所及び提出日時は、入札公告のとおりとする。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ア 購入等件名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合はその商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印（使用印鑑届により届け出のものであって、外国人の署名にあっても同様とする。以下同じ。）

- エ 代理人（年間代理人及び復代理人を除く。）が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- オ 年間代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人であることの表示並びに当該年間代理人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び年間代理人の職名と氏名）及び押印
- カ 復代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名及び押印
- （７）紙入札により入札書は、封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「１２月４日開札（東葛テクノプラザ 自動車賃貸借）入札書在中」と朱書しなければならない。
- （８）紙入札による入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- （９）入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- （１０）入札参加者本人は、入札書の提出前に別紙第３号様式による誓約書を提出するものとし、その代理人は別紙第２号様式による委任状を併せて提出しなければならない。
- （１１）入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の行動をなす場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- （１２）入札参加者又はその代理人は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸費用を含め入札金額を見積るものとする。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
- （１３）開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。
- （１４）入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- （１５）開札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及び（１４）の立会い職員以外の者は入場することができない。
- （１６）入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- （１７）入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか開札場を退場することはできない。
- （１８）開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- （１９）入札参加者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札参加者の代理人となるこ

とはできない。

- (20) 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合の再度入札は、次のとおりとする。なお、再度入札において入札書を提出する場合であって、入札の権限者(入札参加者又はその代理人)が初度入札と違う場合には、(10)に基づき誓約書等を提出しなければならない。

ア 再度入札は、原則として1回とする。

イ 初度入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。

ウ 初度入札に参加しない者は、再度入札には参加できないものとする。

エ 再入札となった場合は当日(12月4日)の午前11時以降に実施する。なお、当日、再入札に参加する場合は再入札用の入札用紙及び封筒の準備を行うこと。

5 入札保証金

免 除

6 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 購入等件名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
- (5) 復代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)、年間代理人の氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名)、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)、年間代理人の氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名)又は復代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが復代理委任状その他で確認されたものを除く。)
- (6) 購入等件名に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (9) 誤字、脱字、加筆、修正等により意思表示が不明瞭である入札書
- (10) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (11) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (12) 明らかに連合であると認められる入札書
- (13) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者のした入札書

- (14) 記名、押印を欠く入札書
- (15) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札書（免除の場合を除く。）
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者及び落札価格の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 有効な入札を行った者のうち予定価格以下で最低価格をもって入札した者（以下、「最低価格入札者」という。）を落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額を落札価格とする。
- (3) 最低価格入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 落札者を決定したとき又は落札者とされなかった入札参加者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札参加者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札参加者に通知するものとする。
ただし、開札に立ち会った入札者には、開札の場所において、口頭で通知することでこれにかえる。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金 免 除

9 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに公益財団法人千葉県産業振興センター理事長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2) の場合において公益財団法人千葉県産業振興センター理事長が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約にかかる文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 公益財団法人千葉県産業振興センター理事長が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

10 契約条項 別添契約書（案）のとおり。

11 その他必要な条件

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、
全て当該入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、入札公告のとおりとする。

1 2 その他

質疑がある場合は、令和8年11月2日（月）正午までに、別紙「東葛テクノプラザ自動車の貸借に対する質問事項」により行うこと。

質疑に対する回答は一般競争入札参加資格確認申請者全員に令和8年11月10日（火）までにE-mailにより別途通知する。

1 3 物品等入札参加資格審査に関する事項の照会先並びに入札・契約に関する事務を担当する主務室の名称及び所在地

（郵便番号）〒277-0882

（所在地）千葉県柏市柏の葉5-4-6

（機関名）公益財団法人千葉県産業振興センター 東葛テクノプラザ 事業推進課

（電話番号）04-7133-0139

(別紙)

東葛テクノプラザ 自動車の賃貸借に対する質問事項

令和 年 月 日

団体名
担当者名
連絡先
電 話
E-mail

質問事項（関連する入札説明書等のページ）
質問内容